


電線管類における電気用品 マーク運用ガイドラインについて

合成樹脂製可とう電線管工業会

電線管類製造団体である上記団体は、電線管類において電気用品安全法における特定電気用品以外の電気用品（以下、一般電気用品と呼ぶ）に表示する記号（以下、PSEマークと呼ぶ）の表示に関する運用ガイドラインを以下のように定める。

1. 運用ガイドラインを設定した背景

電気用品安全法において、技術基準へ適合する場合、同法施行規則（別表第六又は別表第七）に定める記号（PSEマーク）を表示することができる。

このPSEマークの表示において、同法施行規則（別表第五）電気用品の表示の方法では、下記のとおり、電線管類の附属品において、包装容器の表面に  又は届出事業者名を表示すれば、製品へのPSEマーク表示が省略できると規定されている。

電気用品安全法施行規則

別表第五 電気用品の表示の方法（第17条関係）

電気用品	表示の方法
電線管類及びその附属品並びにケーブル配線用スイッチボックス	1 合成樹脂製可撓管、CD管、一種金属製可撓電線管及び二種金属製可撓電線管以外のものにあつては、表面に容易に消えない方法で表示すること。 <u>ただし、包装容器の表面に容易に消えない方法で別表第七の記号又は届出事業者の氏名又は名称（以下「届出事業者」という。）の表示をする場合は、これを省略することができる。</u> 2、3省略

しかし、PSEマークは電気用品対象であり、かつ、技術基準に適合していることを示すための記号であり、流通から選定、使用に至るまで確認できることが望ましい。

このため、製品へのPSEマーク表示を促すために、その表示に関する運用ガイドラインを設定することとした。


2. 適用範囲

本運用ガイドラインは、以下の電気用品の区分（政令品名）に適用する。

- ・金属製電線管類（電線管、フロアダクト、線樋）
- ・合成樹脂製等電線管類（電線管）
- ・合成樹脂製等電線管類附属品（電線管類の附属品、ケーブル配線用スイッチボックス）

3. 運用ガイドライン

3-1. 原則

一般電気用品の製品に表示するPSEマークは、正式記号である  が原則であることを確認し、周知徹底する。

3-2. ガイドライン

電気用品安全法施行規則の第17条【表示の方式】における、別表第7に規定された正式記号(PS E)を、「構造上表示スペースを確保することが困難なものにあっては、本記号に代えて(P S) Eとすることができる。」とあるのは、以下のガイドラインに従うこと。

- ①容易に(PS E)であることが判別できない場合((PS E)の上下端が欠ける場合を含む)は、構造上表示スペース確保が困難であると見做す。
- ②(PS E)は、別表第7に規定のデザインを遵守するものとし、P S、Eの文字配置等を変更してはならない。
- ③表示の方法には、刻印、マーキングロール方式、インクジェット方式などの印字方法があるが、各印字方法毎に、上記①でもって判断する。
- ④製品表面にP S Eマークを表示するに際し、各製品、各社毎に金型構造が異なり、確保できる表示領域も一致しないため、一概にガイドラインを設定することができない。従って、製品上に(PS E)表示を表示するよう努力することを前提に、3-3. 参考寸法をベースに、製造者自身が判断すること。

3-3. 参考寸法

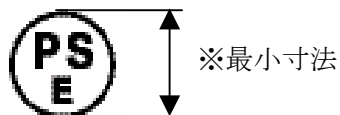
各表示方式毎の(PS E)の最小寸法※は、各電気用品毎の表示における制約及び表示の実態を考慮して、表1の通りとする。

この結果、表1に記載の最小寸法未満の場合において、3-2. ガイドライン①に従い、容易に(PS E)であることが判別できない場合、簡易記号(P S) Eを採用しても良い。

(表1の最小寸法以上でP S Eマークを表示する場合においては、簡易記号(P S) Eを採用しない。)

表1. 電線管類における表示方式毎の(PS E)最小寸法

表示方式	最小寸法	主な電気用品名
樹脂刻印	5 mm	合成樹脂製等のカップリング
マーキングロール方式	7 mm	合成樹脂製可撓管、合成樹脂製電線管
インクジェット方式	7 mm	合成樹脂製可撓管、合成樹脂製電線管
ラベル方式	2.5 mm	金属製の電線管
スタンプ方式	5 mm	金属製の電線管



4. 既存金型等の処置

上記2における運用ガイドラインは、平成21年4月1日以降に製作する金型、ロール、設備等に適用するものであり、この日以前のものには適用しない。ただし、既存金型等の更新の際は、当然ながら本運用ガイドラインに従うこと。

なお、現状表示している(PS E)が最小寸法未満であっても、容易に判読できれば、既存金型等の更新時に、(PS E)表示を簡易記号(P S) Eに変更しなくても良い。

以上